

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月11日（水）午前9時00分から午前9時20分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第 7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 8号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 8号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

報告第 9号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局 次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

7 会議の概要

事務局 ただいまより、3月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。7番の福原義明委員と8番の福土正芳委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第7号につきましては、4番の浅利進委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」

の規定により、審議終了まで、退室をお願いします。

(4 番 浅利進委員 退室)

会 長 議案第 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 7 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 3 件、賃貸借権設定が 1 件です。

3 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 10 番は、大根子小川原田の畑、3,927 m²です。

前の借受け人が耕作できなくなったことから、譲渡人が譲受人に相談し、双方協議の上、贈与することとなったものです。

整理番号 11 番は、大根子宫崎の田、430 m²です。

当該農地は、譲受人の自宅に隣接しており、以前から自家野菜の作付を行っていた農地です。

譲受人が取得を希望し、双方協議の上、売買することとなったものです。

作付は、ナス、きゅうり、トマトなどの自家野菜です。

なお、申請にあたって、事前に委員による面談を実施しております。

4 ページをお開きください。

整理番号 12 番は、枝川川原田の田と畑、合計 9,562 m²です。

父から子への生前贈与です。

5 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 12 番は、大根子小川原田の田 3 筆、合計 5,880 m²です。

以前は、尾上に在住の借受け人が耕作していましたが、通作距離が遠く、耕作が難しくなったため、あっせんの申し出が上がっていたものです。

近隣を耕作している賃借人にあっせんを行い、貸借に至ったものです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第7号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 ないようですので、議案第7号は原案のとおり決定することとします。
浅利進委員の入室をお願いします。

(4番浅利進委員 入室)

会長 次の議案第8号につきましては、5番の阿部雄一郎委員、7番の福原義明委員、推進委員の白戸卓郎委員、鈴木哲也委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退室をお願いします。

(5番阿部雄一郎委員、7番福原義明委員、白戸卓郎推進委員、鈴木哲也推進委員退室)

会長 議案第8号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第8号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による所有権移転が5件、賃貸借権設定が12件、使用貸借権設定が1件、機構借入農地の再配分による賃貸借権設定が2件です。

7ページをお開きください。

所有権移転の整理番号6番は、田舎館松橋の田、716㎡です。

譲受人は、当該農地の隣接地を耕作しており、農地の集約化を目的として取得を希望したものです。

整理番号7番は、枝川川原田の田2筆と田舎館東田の田1筆の合計3,214㎡です。

譲渡人は、農地集約のため当該農地を手放したい意向であったため、隣接地を耕作している譲受人に申し入れて売買することとなったものです。

整理番号8番は、田舎館東田の田、2,043㎡です。

譲渡人は当該農地を手放したい意向であったため、隣接地を耕作している譲受人に申し入れて売買することとなったものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 9 番は、八反田川原田の田 3 筆と畑 1 筆、合計 3,264 m²です。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、自身では耕作困難なため、隣接地を耕作している譲受人に申し入れて売買することとなったものです。

整理番号 10 番は、川部亀岡の畑、802 m²です。

譲受人は、当該農地の隣接地を耕作しており、経営規模拡大を目的として取得を希望したものです。

9 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 6 番は、前田屋敷栄田の田 3 筆、合計 1,907 m²です。

賃貸人は経営効率化のため、当該農地を貸付けしたい意向であったことから、賃借人と協議し貸借することとなったものです。

整理番号 7 番は、前田屋敷栄田の田 2 筆、合計 3,024 m²です。

これまで整理番号 6 番の賃貸人である●●●●さんが借り受けていた農地ですが、●●さんの経営見直しにより解約することとなったため、新たに●●さんが当該農地の周辺を耕作することとしたものです。

次の整理番号 8 番、前田屋敷栄田の田 5 筆、合計 4,752 m²と 10 ページの整理番号 9 番、前田屋敷栄田の田 2 筆、合計 5,724 m²につきましても、同様の経緯により貸借に至ったものです。

続いて、整理番号 10 番は、高樋鱸沼の田 4 筆、合計 8,769 m²です。

当該農地は、これまで前田屋敷の●●●●さんが借り受けていた農地ですが、●●さんの経営見直しにより、この地区から撤退することとなったため、委員のあっせんにより新たな受け手に貸付けすることとなったものです。

次の整理番号 11 番、高樋川原田の田 2 筆と十二川原鱸沼の田 3 筆の合計 10,773 m²につきましても、整理番号 10 番と同様の経緯により貸借するものです。

11 ページをお開きください。

整理番号 12 番は、東光寺高田の田、1,366 m²です。

隣接地を耕作している賃借人の経営規模拡大による貸借です。

次の整理番号 13 番、東光寺高田の田、1,990 m²につきましても同様の経緯により貸借するものです。

12 ページをお開きください。

整理番号 14 番は、田舎館松橋の田、2,489 m²です。

期間満了による契約更新です。

整理番号 15 番は、田舎館前川の田 1 筆、田舎館松橋の田 1 筆、畑中新田の田 7 筆の合計 17,514 m²です。

期間満了による契約更新です。

13 ページをお開きください。

整理番号 16 番は、川部亀岡の畑、3,334 m²です。

農地法 3 条による貸借からの切り替えです。

整理番号 17 番は、川部中西田の田 5 筆と下船橋の田 1 筆の合計 14,280 m²です。

農地法 3 条による貸借からの切り替えです。

14 ページをお開きください。

使用貸借権設定の整理番号 3 番は、川部中西田の田、131 m²です。

以前は貸人の家族がもち米を作付けしていた農地ですが、管理が行き届かなくなったため、13 ページの整理番号 17 番と併せて貸付けすることとしたものです。

15 ページをお開きください。

機構借入農地の再配分による貸借権設定です。

整理番号 1 番は、高樋川原田の田 2 筆と高樋鱸沼の田 3 筆の合計 5,239 m²です。

以前の借受け人の経営見直しにより解約となったため、新たな受け手に貸付けすることとなったものです。

整理番号 2 番は、大根子大川原田の田 6 筆、合計 8,555 m²です。

以前の借受け人の経営見直しにより、新たな受け手に貸付けすることとなったものです。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 8 号に対して、意見、質問等ありませんか。

2 番委員 (中山 稔)

7 ページの整理番号 7 番で●●さん、66 万 m²とか農地作ってるんですが、農地を手放したいという目的というのはあるんでしょうか。

事務局 (鈴木)

こちらの農地につきましては、●●さんが大きく耕作している所から離れた所でありまして、作業効率が悪いということで手放したいという意向でした。

2番委員（中山 稔）

そうすれば8番も同じということによろしいですか。

事務局（鈴木）

同じ理由によるものです。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第8号については、原案のとおり決定することとします。

阿部雄一郎委員、福原義明委員、白戸卓郎委員、鈴木哲也委員の入室をお願いします。

（5番阿部雄一郎委員、7番福原義明委員、白戸卓郎推進委員、鈴木哲也推進委員入室）

会 長 次に報告事項に入ります。

報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第7号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

17ページをお開きください。

整理番号13番は、賃借人の通作距離が遠く、耕作が難しくなったため解約したものです。

解約後、小川原田の畑は、3ページの整理番号10番のとおり所有権移転されます。村立の畑は、所有者宅の裏にあるため、所有者自らが管理することとしております。

整理番号14番と15番は、賃借人の経営効率化のための解約で、解約後は10ページの整理番号10番、11番のとおり貸借されます。

以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第7号を終わります。
次に、報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第8号は、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。
農地法第5条の届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。19ページをお開きください。
今月は1件受理しております。
整理番号2番は、畑中上野の畑2筆、合計334㎡です。
住宅の建築を目的として、転用及び所有権移転するものです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第8号を終わります。
次に、報告第9号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第9号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第7項の規定により通知書を受理したので報告するものです。
今月は、一括方式による所有権移転が1件、賃貸借権設定が2件、再配分による賃貸借権設定が1件です。
11月の定例総会において、促進計画案に対する意見について審議された案件です。
県の認可、公告日については、所有権移転が1月23日付け、一括方式及び再配分による賃貸借権設定が1月30日付けとなっております。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第9号について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第9号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。